

平成 22 年 9 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
32	償還金			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
国民健康保険事業特別会計	11	1	3	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍增プラン2009		番号		事業名	
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等		国民健康保険法第70条			
予算要求事業の概要					
内容	療養給付費等負担金等の過年度分精算による返還金を納付します。 当該支給金については、償還金にて支給する旨の国の指示があります。 過年度分の出産育児一時金補助金の過大交付分を返還します。				
目的・目標	<目的> 療養給付費等負担金等について、前年度分の実績報告を6月に実施します。返還額がある場合、翌年3月に国庫に返還します。 出産育児一時金の支給実績が見込みより少なかったため、過大に交付された補助金を国庫に返還します。 <目標>				
現状と課題	<現状(平成21年度末)> 療養給付費等負担金等について、前年度の1月に8か月分の給付実績を報告し、概算交付を受けましたが、翌年度(本年度)に12か月分の給付実績をもとに精算額を算出し、過交付分を返還します。 出産育児一時金補助金は、当初申請時の見込みより実績が少なかった場合は返還が必要ですが、逆の場合は、追加交付されません。 <課題> 当初の見込みより実績が少ない場合は、追加交付されないため、当初見込みを過大に見込んでしまう傾向になるおそれがあります。				
今後のスケジュール	・平成22年度中に返還予定 返還額は、6月の実績報告事前提出、7月の本提出を経て、翌年に確定します。 出産育児一時金実績報告を4月に提出し、過不足額が確定します。その後年度内に返還する予定です。				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	例年のスケジュールでは、翌年3月31日に納付期限が設定され、返還を行います。
	実施義務	根拠法令等 国民健康保険法第70条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第2項
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	国
	効果	国の療養給付費等負担金等の精算による返還

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容 (単位：千円)

	金額	備考
平成22年度	補正前予算額	1 <積算内訳> 1 償還金
	財源内訳 繰入金	1
9月補正予算	補正予算要求	436,049 <積算内訳> 1 償還金
	財源内訳 繰越金	436,049
9月補正予算	財政局長査定	436,049 <査定内容> 1 償還金
	財源内訳 繰越金	436,049
<査定理由> 国庫補助事業の実績報告に基づき確定した償還金であり、速やかに対応する必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
9月補正予算	市長査定	436,049 <査定内容> 1 償還金
	財源内訳 繰越金	436,049
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		